

○えびの市公共工事入札・契約監視委員会設置要綱

平成24年6月11日
えびの市告示第102号

(設置)

第1条 えびの市が発注する公共工事（以下「公共工事」という。）の入札及び契約の公平性及び透明性の確保を図るため、えびの市公共工事入札・契約監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 公共工事の入札及び契約手続の運用状況に関すること。
- (2) 委員会が抽出した公共工事に係る入札参加資格の設定、入札参加者の指名、随意契約の理由等に関すること。
- (3) 公共工事のうち談合情報が寄せられたものについて、市の対応状況等に関すること。

2 委員会は、必要に応じて関係者から説明又は意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、第1項に規定する調査及び審議の結果を市長に報告し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で市長に意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、公共工事の入札及び契約に関し優れた識見を有し、公正中立の立場で審議できる者のうちから市長が選任する。委員が欠けた場合に補欠の委員を選任するときも同様とする。

3 委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 次に掲げる者は、委員となることはできない。

- (1) 建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）と顧問契約を締結し、又は委託を受け若しくは役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいう。）である者
- (2) えびの市暴力団排除条例（平成23年えびの市条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者

5 市長は、委員がその任期中に前項の規定に該当することとなった場合には、速やかに当該委員を解任するものとする。

(会議)

第4条 委員会は、第2条第1項に規定する事項に係る会議（以下「会議」という。）を年2回行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

2 会議は、市長が招集する。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

6 会議は、原則として公開とする。なお、非公開とする場合においては、委員長が委員会に諮り、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(抽出の委任)

第5条 委員会は、第2条第1項第2号の抽出に関する事務をあらかじめ指定した委員に委任することができる。

2 前項の委任を受けた委員は、会議において、自ら行った抽出結果の報告を行うものとする。

(委員の除斥)

第6条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に係る議事には参加することはできない。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公表)

第8条 市長は、次に掲げる事項を当該各号に定める期間、市ホームページに公表するとともに、財政課において閲覧に供するものとする。

(1) 委員の氏名及び職業 新たに委員になった者があつたときから当該委員の任期が終了するまで

(2) 会議に係る議事の概要 会議終了後から会議が開催された次の年度の3月31日まで

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財政課で行う。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。